

京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和元年 9 月 3 0 日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第 4 号

京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「検査」の右に「(法第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する点検を含む。)」を加え、同条第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 法第 2 2 条の 3 第 1 項の台帳の作成に関すること。

別表第 3 条第 8 号に掲げる職務の項中「第 8 号」を「第 9 号」に、同表第 3 条第 7 号に掲げる職務の項中「第 7 号」を「第 8 号」に改め、同表第 3 条第 6 号に掲げる職務の項の次に次の 1 項を加える。

第 3 条第 7 号に掲げる職務	水道部長，水道部担当部長，水道管路管理センター所長，水道部管理課長，水道部施設課長，浄水場長，疏水事務所長，施設管理事務所長，水道管路課長，北部配水管理課長，南部配水管理課長，北部給水工事課長，南部給水工事課長，水道管路建設事務所長
------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局水道技術管理者の職務等に関する規程第 3 条第 7 号の規定は、令和 4 年 9 月 3 0 日までは、適用しない。

(上下水道局総務部職員課)